

1. 件名：三菱原子燃料（株）の使用前検査及び使用前事業者検査の日程等に係る面談

2. 日時：令和3年11月1日（月）10時30分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

杉本安全規制管理官（専門検査担当）、早川上席原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、

小野原子力専門検査官、永井検査技術専門職

三菱原子燃料（株）

東海工場長 他7名

5. 要旨

○三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）より、使用前検査・使用前確認工程等について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・建物の既設部分について、10月26日～29日に使用前検査の受検を予定していたところ、資料に不備が見受けられ受検できなかった検査を11月4日以降に予定することから、性能検査に係る使用前事業者検査の予定を11月18日～19日に延期するように工程の見直しを行った。第2核燃料倉庫については、改造部分に係る使用前検査は受検済であり、既設部分の設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査を11月4日に受検したい。
- ・11月9日、10日は、不適合の是正処置・水平展開の実施状況、根本原因分析（RCA）の結果・対策実施状況及び3号検査の実施状況について確認頂きたい。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

- ・10月26日～29日に実施したQA/QMSで、不適合の記載が事実と異なるものや原因究明が表面的であり、それに伴い是正処置・水平展開も不適切であると考えられるものが認められたので、再度原因究明について検討し、説明すること。
- ・11月9日、10日及び18日に予定しているQA/QMS検査については、実施内容及び分量を精査し、工程が適切か確認を行うこと。
- ・5次～7次設工認に係る工事について、性能検査の前までに実施する原子力規制検査と後に実施する使用前確認を実施するスケジュールについては、調整を図ることとする。
- ・工程が延長する際には、使用前検査申請の変更届出、使用前確認申請の変更を説明する書類を提出すること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料1：使用前検査_使用前確認 検査工程（見直し案）

資料2：使用前検査・使用前確認スケジュール

以 上